

広報しんち

3.20
2017

発行と編集 新地町役場企画振興課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30
☎0244-62-2112 FAX0244-62-3194 E-mail:koho@shinchi-town.jp

届出はお早めに

3月・4月は転勤や新入学などで住所変更等に関する届出が、一年のうちで最も多い時期です。新地町に移ってきたときや、町外に移るときには転入・転出の届出が必要です。早めの手続きをお願いします。

【住民登録】

住所を変更したときには、役場へ住民登録の届出が必要です。

正しい住所を届けておかないと、選挙ができなかったり、国民年金や児童手当などの給付が受けられなくなるばかりでなく、子どもの予防接種や入学にまで影響が出てきます。下表に該当する方は、必ず期限内に役場町民課に届出てください。

【印鑑登録】

印鑑登録証明書は、金銭の貸し借りや登記などに使われる大切なものです。そのため、印鑑登録を行うには、登録する印鑑の他に、本人であることを確認するための運転免許証等、官公庁で発行した

写真入りの身分証明書が必要です。

病気や仕事などで本人が超越しに出来ない場合には、代理での申請ができますが、本人（自筆）の委任状（代理人選任届等）、代理人の印鑑、代理人の身分証明書等が必要になります。なお、この場合には登録本人宛に照会文書を郵送して、申請に相違がないことを確認しますので、2、3日程度かかります。

また、印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、印鑑登録証（カード）を忘れずにお持ちください。

【身分証明書が必要です】

本人になりすまし、転出や転入などの届出をすることを未然に防ぐために、町では、

住所変更等の届出

届出事項	届出期間	持参するもの
転入届 (他市町村から 引っ越してきたとき)	新地町に住み始めた日から 14日以内	・届出人の印鑑 ・転出証明書（前住所地で交付されたもの） ・通知カード又は個人番号カード ・本人確認書類（※）
転出届 (他市町村に引っ越すとき)	転出先・転出する日が 決まったら速やかに	・届出人の印鑑 ・印鑑登録証（登録者のみ） ・国民健康保険証（加入者のみ） ・本人確認書類（※）
転居届 (町内で住所を変えたとき)	住所を移した日から 14日以内	・届出人の印鑑 ・通知カード又は個人番号カード ・国民健康保険証（加入者のみ） ・本人確認書類（※）
世帯主変更届	変更した日	・届出人の印鑑 ・国民健康保険証（加入者のみ） ・本人確認書類（※）

住民の異動届出や印鑑登録などをされる方に身分証明書を提示していただき、本人確認を行っています。本人確認のための書類は、
運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、個人番号カード、その他官公庁が発行した写真入りの身分証明書などです。

(※) 本人確認書類とは、運転免許証、住基カード（写真入り）、個人番号カードやパスポートなど官公庁発行の写真入りの身分証明書（有効期限内のもの）などです。

◎問い合わせ 町民課 (☎2115)



春の交通安全運動

春の交通安全運動が4月6日(木)から15日(土)までの10日間にわたり行われます。

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を徹底しましょう。

運動の基本

子供と高齢者の交通事故防止
事故にあわない

おこさない

運動の重点

1 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(自転車については、特に福島県自転車安全利用五則の周知徹底)

2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

3 飲酒運転の根絶

◎問い合わせ
町民課(☎622116)



東日本大震災により被災された方へ

国民健康保険・介護保険の一部負担金等の免除期間が延長になります

町では、震災等で被災された方の医療機関での窓口負担や介護サービスの利用者負担の免除期間を、平成30年3月31日まで延長します。(原発事故により被災された方は平成29年9月30日まで)

【免除対象者】

災害救助法の適用地域や被災者生活再建支援法の適用地域の住民で、次の①から⑥のいずれかに該当する方

① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方

② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方

③ 主たる生計維持者の行方が不明の方

④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方

⑤ 主たる生計維持者が失職し現在収入が無い方

⑥ 原発事故による避難指示区域等の住民の方

※④、⑤に該当する方は役場健康福祉課にて新たに申請をする必要があります。

また、⑥のうち、特定避難勧奨地点、緊急時避難準備区域及び避難指示解除準備区域指定が解除された区域の対象の方で、上位所得者に該当する方は対象となりません。

【免除証明書の有効期間】

①～⑤のいずれかに該当する方
平成29年4月1日から
平成30年3月31日

⑥に該当する方
平成29年3月1日から
平成29年9月30日

※平成29年4月1日から使用する免除証明書は3月末日までに郵送します。

※医療機関を受診される際は保険証と一緒に必ず窓口に提示してください。

◎問い合わせ
健康福祉課(☎622931)

平成29年度 予備自衛官補募集案内

自衛隊福島地方協力本部では、次のとおり予備自衛官補を募集します。

募集項目	予備自衛官補 (一般)	予備自衛官補 (技能)
受付期限	4月7日(金)まで	
募集人員	東北方面隊管内 約100名	東北方面隊管内 約20名
応募資格 (平成29年7月1日現在)	18歳以上34歳未満 (男女)	18歳以上で国家免許資格等を有する者 技能に応じ53歳～55歳未満 (男女)
試験期日	4月14日(金)から18日(火)のいずれか1日を指定 (土・日も含みます)	
合格発表	5月19日(金)	
受験会場	受付時にお知らせします。	

※技能応募に必要な資格や受験案内の配布及び試験に関する内容は、以下の地域事務所にお問合せください。

◎問い合わせ 自衛隊福島地方協力本部 相双地域事務所 (☎4712)

被災高齢者共同住宅 入居者募集

町では、被災高齢者共同住宅の入居者を次のとおり募集します。

所在地 小川字ソリ畑8番地
募集戸数 3戸

構造・部屋数

- ① 木造平屋建 2K 2戸
- ② 木造平屋建 3K 1戸

月額家賃等

- ① 【2K】 4,000円〜
6,000円
- ② 【3K】 4,300円〜
6,300円

(※月額家賃は収入に応じて決定します。)

駐車場使用料

月額 1,500円

入居資格

① 年齢65歳以上の一人暮らし
又は高齢者のみの世帯の方
で、平成23年3月11日に町内に居住しており、東日本大震災により被災し住まいに困窮している方

② 暴力団員でなく、納期が到来した町税等を完納してお

り、過去に町営住宅等に入居していた場合は未納の家賃がない方

申込方法

役場健康福祉課に用意してある入居申込書に必要事項を記入、関係書類を添付して提出してください。(申込書類の返却はしません。)

募集期間

3月21日(火)〜3月31日(金)

その他

応募数が募集戸数を上回った場合は、選考の上決定します。

◎申し込み・問い合わせ

健康福祉課 (☎②2931)

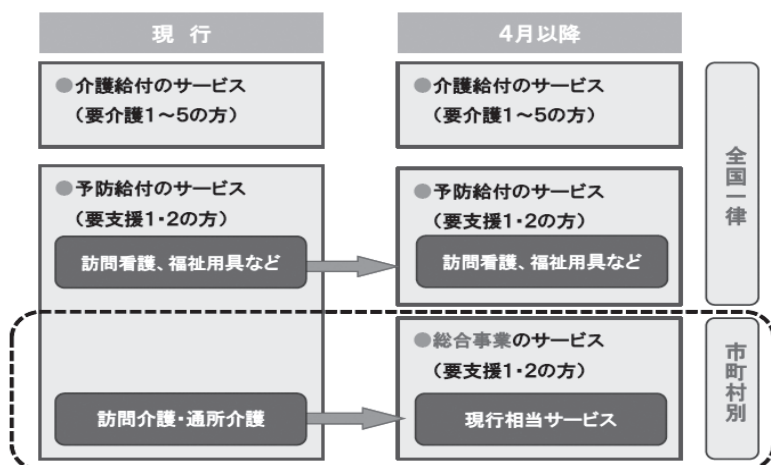


平成29年4月から

要支援者の訪問介護・通所介護が「総合事業」に移行します

介護保険制度の改正により、4月から要支援者を対象とする総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）が始まります。総合事業は、NPO法人やボランティアの皆さん、介護保険事業者などの地域の関係者が力を合わせて、高齢者の在宅生活を支える事業です。ただし、現在の介護保険制度が急に大きく変更されるのではなく、2025年を目標に、時間をかけて、市町村の判断により、高齢者が選択できるサービスを少しずつ充実させていきます。

この制度改正に伴い、要支援者で訪問介護（ホームヘルパーによる身体介護・家事援助）と通所介護（デイサービス）を利用中の人は、平成29年4月から1年の間に、要支援の新規認定と認定更新の際に総合事業へ移行します。この移行によって、制度的には全国一律のサービスから市町村がルールを決めるサービスへ変わりますが、現在、新地町の要支援者でサービスを利用中の人は、状態が改善・悪化したような場合などを除き、引き続き同じサービス（現行相当サービス）が利用できます。



このため、現行相当サービスの利用者は、制度が変わったように見えませんが、介護保険事業者は、報酬の請求方法が変わるなどの影響が生じます。

なお、要介護の認定を受けている人は総合事業の対象者ではないため、今回の制度改正の影響はありません。

◎問い合わせ 健康福祉課 (☎②2931)

新地町地域包括支援センター (☎②5580)

**平成29年度
固定資産税
縦覧帳簿の縦覧**

平成29年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。平成29年度の固定資産税の基礎となるものですので、資産の確認をお願いいたします。

期間
4月3日(月)～5月1日(月)
(土・日・祝日を除く)

8時30分～17時

場所

新地町役場 税務課

◎問い合わせ

税務課 (☎②2119)

**検察審査会制度を
ご存じですか？**

検察審査会は、選挙権を有する一般国民から選ばれた11人の検察審査員が、検察官が被疑者を裁判にかけなかった

こと(不起訴処分)が正しかったかどうかを審査するところで、検察官の職務に一般国民の良識と視点を反映させ、その適正な運営を図るために設けられているものです。審査の申し立てには、費用はかかりません。申し立てについての相談も受け付けています。

◎問い合わせ

福島検察審査会事務局
(☎024-534-2384)

行政相談

4月10日(月) 10時～15時 保健センター

心配ごと相談

4月10日(月)・20日(木)10時～15時 保健センター

交通事故相談

4月3日(月) 9時～17時 役場101相談室

無料法律相談所

町では、次のとおり弁護士および司法書士による無料法律相談所を開設します。

開設日(4月)

①司法書士による相談 4月11日(火)

②弁護士による相談 4月18日(火)

場所・時間 役場101相談室 14時～16時

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士

福島県司法書士会所属司法書士

相談内容 生活に関する悩みや、消費生活に関すること

◎問い合わせ

福島県弁護士会相馬支部 (☎③64789)

福島県司法書士会 (☎024-534-7502)

町民課 (☎②2116)

4月

休日在宅当番医

2日(日) 阿部クリニック

(相馬市) ☎③2553

9日(日) ふなばし内科クリニック

(相馬市) ☎③1500

16日(日) 早川医院

(相馬市) ☎③73500

23日(日) 八巻クリニック

(相馬市) ☎③77117

29日(土) やまぐち小児科医院

(相馬市) ☎③78815

30日(日) 羽根田医院

(相馬市) ☎③2970

診療時間 9時～16時

休日在宅当番歯科医

2日(日) わたなべ歯科クリニック

(相馬市) ☎③2345

9日(日) 竹林歯科医院

(原町区) ☎②46060

16日(日) 大井歯科医院

(相馬市) ☎③0808

23日(日) 梶田歯科医院

(相馬市) ☎③1551

29日(土) 木幡歯科医院

(鹿島区) ☎④2244

30日(日) 廣瀬歯科医院

(原町区) ☎③2207

診療時間 9時～16時

**「環境美化運動」に
ご協力をお願いします**

町内一斉の環境美化運動を実施します。みなさんのご協力をお願いします。

日時 3月26日(日)6時～7時

※雨天の場合は、5時30分に防災無線でお知らせし、4月2日(日)に延期となります。

◎問い合わせ 町民課 (☎②2116)

